資料１３

[redacted]

年度協定書

[redacted]

令和６年度
芦屋市自転車駐車場
指定管理者年度協定書

[redacted]

芦　屋　市

年度協定書

令和６年度芦屋市自転車駐車場の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）とは、令和６年４月１日付けで締結した芦屋市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条　前条に定める期間の自転車駐車場の指定管理料は、金１６，７６３，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第３条　指定管理料は、四半期毎に、指定管理料の４分の１相当額である金４，１９０，７５０円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後３０日以内に支払うものとする。

（費用負担）

第４条　乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和６年４月１日以後の利用に係るものについては、当該許可書で自転車駐車場施設を使用することができるものとする。

２　前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（疑義の決定）

第５条　この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

年度協定書

この年度協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲　芦屋市精道町７番６号
芦屋市
芦屋市長　髙　島　崚　輔 [redacted]

乙　東京都中央区日本橋小網町７番２号
サイカパーキング株式会社
代表取締役　　森　井　　清 [redacted]

[redacted]年度協定書

令和７年度

芦屋市自転車駐車場

指定管理者年度協定書

[redacted]

[redacted]

芦　屋　市

年度協定書

令和７年度芦屋市自転車駐車場の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）とは、令和６年４月１日付けで締結した芦屋市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条　前条に定める期間の自転車駐車場の指定管理料は、金１５，５４８，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第３条　指定管理料は、四半期毎に、指定管理料の４分の１相当額である金３，８８７，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後３０日以内に支払うものとする。

（費用負担）

第４条　乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和６年４月１日以後の利用に係るものについては、当該許可書で自転車駐車場施設を使用することができるものとする。

２　前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（疑義の決定）

第５条　この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

年度協定書

この年度協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲　芦屋市精道町７番６号
芦屋市
芦屋市長　髙　島　崚　輔 [redacted]

乙　東京都中央区日本橋小網町７番２号
サイカパーキング株式会社
代表取締役　　森　井　　清 [redacted]

令和８年度
芦屋市自転車駐車場
指定管理者年度協定書

芦　屋　市

年度協定書

令和８年度芦屋市自転車駐車場の管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）とは、令和６年４月１日付けで締結した芦屋市自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　この協定の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（指定管理料）

第２条　前条に定める期間の自転車駐車場の指定管理料は、金１９，３６８，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

２　基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第３条　指定管理料は、四半期毎に、指定管理料の４分の１相当額である金４，８４２，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、適法な請求書受領後３０日以内に支払うものとする。

（費用負担）

第４条　乙の管理業務の開始に際し、甲が既に発行した令和６年４月１日以後の利用に係るものについては、当該許可書で自転車駐車場施設を使用することができるものとする。

２　前項の場合において、利用者が甲に支払った利用料金相当額については、甲は乙に支払うものとする。また、支払い方法等については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

（疑義の決定）

第５条　この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

年度協定書

この年度協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 ８ 年 ４ 月 １ 日

甲　芦屋市精道町７番６号
芦屋市
芦屋市長　髙　島　崚　輔 [redacted]

乙　東京都中央区日本橋小網町７番２号
サイカパーキング株式会社 [redacted]
代表取締役　　森　井　　清 [redacted]